

山梨県公報

第二千五百八十三号

平成二十八年

二月二十五日

木曜日

目次

告示

- 保安林の指定施業要件の変更予定……………一〇五
- 換地計画の決定……………一〇五
- 廃川敷地等……………一〇五
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定……………一〇六
- 争議行為予告通知の受理……………一〇六
- 開発行為に関する工事の完了について……………一〇七
- 山梨県職員給与に関する規則の一部を改正する規則……………一〇七
- その他……………一〇八
- 一般競争入札について(二件)……………一〇八

告示

山梨県告示第五十九条

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十八年二月二十五日

山梨県知事 後藤 斎

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
都留市(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 主伐に係る伐採種は、定めない。

- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第六十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営中山間地域総合整備事業(茅ヶ岳北西部地区上神取工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

る。

平成二十八年二月二十五日 山梨県知事 後藤 斎

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十八年二月二十六日から同年三月二十五日まで

三 縦覧場所

北杜市役所

四 異議申立期間

平成二十八年三月二十六日から同年四月十一日まで

山梨県告示第六十一号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び中北建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年二月二十五日

山梨県知事 後藤 斎

- 河川の名称 富士川水系 流川
- 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十八年二月二十五日
- 廃川敷地等の位置 甲府市大津町字鍛冶分一六二番一地先

四 廃川敷地等の種類及び数量 十五・二五平方メートル

公 告

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び
 第五十三条第一項の指定居宅サービス事業者等として、次のとおり指定した。
 平成二十八年二月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社平元	ひろ居宅介護 支援事業所	山梨県甲府市中小河 原一丁目九番十二号	居宅介護支援	平成二十八 年一月一日
企業組合労働 センター事業 団	山梨事業所内 （福祉用具貸 与事業）甲府 地域福祉事業 所かえで	山梨県甲府市丸の内 二丁目九番二十号	介護予防福祉用 具貸与 特定介 護予防福祉用具 販売 福祉用具 貸与 特定福祉 用具販売	同
有限会社小俣 昌彦事務所	ケアプラン美 和	山梨県笛吹市御坂町 二之宮千五百番地一	居宅介護支援	同
新日本通産株 式会社	あい上町	山梨県甲府市小瀬町 七百七十二番地二	介護予防通所介 護 通所介護	平成二十八 年一月四日
奈須 純一	なす歯科	山梨県甲府市善光寺 一丁目二十七番一号	介護予防居宅療 養管理指導 介 護予防通所リハ ビリテーション 介護予防訪問 リハビリテーシ ョン 介護予防	平成二十八 年一月十五 日

訪問看護 居宅
療養管理指導
通所リハビリテ
ーション 訪問
リハビリテーシ
ョン 訪問看護

● 争議行為予告通知の受理
 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山
 梨民主医療機関労働組合執行委員長岩瀬千佳から次のとおり争議行為を行う旨平成二十
 八年二月十五日付けで通知があった。
 平成二十八年二月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 事件

次の要求事項解決のため

- 1 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・福祉・介護労働者の大幅増員。
- 2 生活を守る賃金と雇用の確保。大幅な一時金の獲得、「成果主義賃金」「業績評
価制度」の導入反対。不払い時間外労働の一掃。下請け・派遣労働の導入・拡大反
対。
- 3 長時間・二交代制勤務反対。夜勤交代制労働者の「一日八時間以内、週三十二時
間、勤務間隔十二時間以上」勤務実現。

二 日時

平成二十八年三月十七日以降、要求解決まで必要に応じて実施する。

三 場所

- 甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立病院
- 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院
- 南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立病院
- 南アルプス市桃園三百四十番地の一 巨摩共立歯科診療所
- 笛吹市御坂町八千歳五百三十八番地の一 御坂共立診療所
- 笛吹市御坂町八千歳五百三十五番地の一 御坂共立歯科診療所
- 北杜市武川町牧原千三百七十一番地 武川診療所
- 北杜市武川町牧原千三百七十一番地 武川歯科診療所
- 甲府市丸の内二丁目九番二十八号 共立歯科センター

甲斐市富竹新田二百三十一番地の一 竜王共立診療所

甲府市宝一丁目十番五号 甲府共立診療所

南巨摩郡富士川町長澤二百二十五番地の四 まずは共立診療所

甲府市飯田三丁目一番三十五号 共立高等看護学院

甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医協駅前ビル四階 甲府訪問看護ステーション
すずかけ

甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医協駅前ビル四階 ヘルパーステーション
すずかけ

甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医協駅前ビル四階 共立介護支援センター

南アルプス市桃園三百七十七番地の二 訪問看護ステーションあらぐさ

南アルプス市桃園三百七十七番地の二 ヘルパーステーションあらぐさ

南アルプス市桃園三百七十七番地の二 居宅介護支援事業所あらぐさ

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 東八訪問看護ステーションほほえみ

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 ヘルパーステーションほほえみ

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 居宅介護支援事業所ほほえみ

笛吹市御坂町八千歳五百三十八番地の一 御坂八代訪問看護ステーションたんぽぽ

北杜市武川町牧原千三百七十一番地 かいこま訪問看護ステーション

甲斐市富竹新田四百一番地の四 訪問看護ステーションやすらぎ

甲斐市富竹新田四百一番地の四 ヘルパーステーションやすらぎ

甲斐市富竹新田四百一番地の一 居宅介護支援事業所やすらぎ

甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医協駅前ビル四階 甲府市中央地域包括支援セ
ンター

南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立デイサービスいきやり

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 通所介護事業所ふれあい

南巨摩郡富士川町長澤二百二十五番地の四 まずは共立診療所デイサービスふるさ
と

大月市猿橋町殿上五百八十七番地の一 共立診療所さるはし

大月市猿橋町殿上五百八十七番地の一 居宅介護支援事業所さるはし

大月市猿橋町殿上四百二番地の一 共立デイサービスとのうえ

甲府市若松町六番三十五号 共立介護福祉センターわかまつ

南アルプス市桃園三百七十九番地 共立介護福祉センターももその

甲府市宝一丁目四番十六号 共立介護福祉センターたから

甲府市下飯田一丁目二番十八号 共立介護福祉センターいけだ

以上の病院、診療所及び介護事業所の全部又は一部の職場。

四 概要

三に掲げる場所において、全体的又は部分的に連続、断続を含む全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を単独又は併用して行う。

ただし、救急患者及び重症患者のための保安要員については、必要に応じて配置する。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年二月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町河西字鶴住一〇七、一〇九の一及び一一一の一の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブナイレブン・ジャパン 代表取締役

役 井坂 隆一

人事委員会

山梨県人事委員会規則第四号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年二月二十五日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 惠 三

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第四の一の項第六号18を次のように改める。

18 農業改良助長法施行令第三条第一号に基づき農林水産大臣の指定する都道府県立農業者研修教育施設（以下「都道府県立農業者研修教育施設」という。）の研究課程（「短大二卒」を入学資格とする修業年限二年のものに限る。）の卒業

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成二十七年十二月十八日から適用する。

その他

富士山有料道路管理事務所
所長 杉 沢 富 夫

一 一般競争入札に付する事項

1 工事名

富士山有料道路法面補修工事

2 工事場所

山梨県南都留郡富士河口湖町船津地内

3 工事概要

ラス張撤去設置工 AⅡ二千二百二十九平方メートル

4 工期

平成二十八年三月十七日から同年七月二十九日まで

5 予定価格

千八十二万六千六百円

二 入札参加資格申請の受付期間

平成二十八年三月三日（木）から同月九日（水）までの山梨県の休日を含め、午前九時から午後五時（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。

三 その他

詳細は、山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所ホームページにより配布する一般競争入札公告、設計図書等による。

(URL) <http://subarune.jp/>

● 山梨県道路公社公告第七号

次のとおり一般競争入札を行う。

平成二十八年二月二十五日

富士山有料道路管理事務所

所長 杉 沢 富 夫

一 一般競争入札に付する事項

1 工事名

富士山有料道路休憩施設等設置工事

2 工事場所

山梨県南都留郡鳴沢村富士山地内

3 工事概要

休憩施設設置工 一式

排水構造物工 一式

階段工 一式

案内標識設置工 NⅡ一基

防護柵撤去設置工 LⅡ百十七メートル

4 工期

平成二十八年三月十七日から同年七月二十九日まで

5 予定価格

二千三十六万八千八百円

二 入札参加資格申請の受付期間

平成二十八年三月三日（木）から同月九日（水）までの山梨県の休日を含め、午前九時から午後五時（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。

三 その他

詳細は、山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所ホームページにより配布する一般競争入札公告、設計図書等による。

(URL) <http://subarune.jp/>

● 山梨県道路公社公告第八号

次のとおり一般競争入札を行う。

平成二十八年二月二十五日